

令和6年度
姫路市放課後児童健全育成事業
(放課後児童クラブ)整備事業者募集要項

令和6年2月

姫路市 こども未来局 こども総務課

目 次

1 募集の趣旨	2
2 募集の内容	2
3 応募者の資格	2
4 施設整備補助金等について	2
5 応募の手続き	3
6 選考審査	4
7 スケジュール	6
8 提出書類	6
9 応募に当たっての留意点	
(1) 用地に係る要件	6
(2) 建物に係る要件	7
(3) 運営に関する要件	7
(4) 資金の確保	7
(5) 近隣への説明	8
(6) 応募後の変更等	8
(7) その他の留意点	8
10 問い合わせ先	8

1 募集の趣旨

姫路市子ども・子育て支援事業計画に基づき、公設公営による放課後児童健全育成事業の提供量の確保が困難な地域において、「姫路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に規定する設備及び運営に関する基準を満たす放課後児童健全育成事業を行う施設を整備する事業者の募集を行う。

2 募集の内容

- (1) 施設種別 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を行う施設
- (2) 対象地域 津田小学校区（小学校区は姫路市立学校校区規則の定めるところによる。）
- (3) 施設数 1施設
- (4) 施設定員 概ね20～40人
- (5) 開所時期 令和7年4月1日～令和8年4月1日の間で提案してください。
※ 開所時期の設定にあたり、通年での入所希望者は年度当初が最も多く、後半へ進むにつれ少くなる傾向があることに注意してください。

3 応募者の資格

- (1) 社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人の法人格を有する法人
- (2) 上記(1)以外の法人で、令和6年2月1日時点において現に放課後児童健全育成事業を行う施設を運営している法人
※ (1)、(2)とも、法人及びその代表者が納期の到来している国税、県税、市税、その他公共料金を完納していること。

4 施設整備補助金等について

応募者が「3 応募者の資格」を有する法人等であり、当該事業が令和6年度における本市の整備助成事業として確定した場合には、補助金を交付する予定

なお、法人の種類によって助成を受けることができる補助金の種類が異なるので、注意すること。また、創設と改修等の補助を両方受けることはできない。

(1) 補助見込額

区分	補助対象法人	補助金の上限額	補助対象経費
創設	3(1)に掲げる法人のみ	25,163千円 ※補助基準額 33,551千円 補助率 3/4(1/4は事業者負担)	工事費又は工事請負費及び工事事務費 ※詳細は4(2)－①参照
改修等	3(1)又は3(2)に掲げる法人	12,600千円 ※補助基準額 12,600千円 補助率 10/10 ※補助基準額は、開所準備経費	既設施設の改修、設備の整備・修繕、備品の購入、及び開所準備に必要な経費 ※詳細は4(2)－②参照

		を含まない場合 12,000 千円、 施設の改修がない場合は 1,600 千円	
--	--	---	--

- ※ 実際の補助額は補助基準額、補助対象経費の実支出額、寄付金その他の収入、補助率に基づき算出する。なお、国要綱等の改正に伴い、負担割合、補助見込額が変更となる場合がある。
- ※ 補助が決定した後、市の了承を得てから事業着手（建築確認申請、入札の公告等）すること。事業着手については、採択後に事業者に対して個別に説明を行うので、市の指導に従い手続きを進めること。

(2) 補助対象経費

当該事業が本市の整備助成事業として確定した場合、補助対象経費は次のとおりとする。

① 創設

ア 工事費又は工事請負費

イ 工事事務費

- ※ 工事事務費とは、工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等とし、その額は工事費又は工事請負費の 2.6% を限度とする。
- ※ 土地取得費及び整地、既存建物の買収、外構整備に要する費用、その他整備費として適当と認められない費用は補助の対象としない。
- ※ 建物の新築のほか、既存建物の改修等により新たに施設を整備する場合の工事費等も補助対象とする。

② 改修等

放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる、民家・アパートなどの既設建物の改修（耐震化等の防災対策や防犯対策を含む）を行った上で、必要に応じ設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費

- ※ 土地取得費及び整地、既存建物の買収、建物の新築や増築、外構整備に要する費用、その他整備費として適当と認められない費用は補助の対象としない。
- ※ 放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる経費に限る。
- ※ 開所準備に必要な経費・・・開所前月分の賃借料及び礼金

(3) その他の注意事項

ア 改修等の補助を受けて開設する場合は、改修等を行う年度中又は翌年度 4 月 1 日にクラブを開所する必要がある。（創設の場合は、令和 6 年度、7 年度の 2 か年にわたる整備計画も可とする。）

イ 補助金を利用する場合は、整備事業全般について、市の指示に誠実かつ迅速に従うこと。

ウ 補助金を利用した場合、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」による制限期間中は、事業開始後の建物の用途変更や形状変更等が制限されることを承知しておくこと。

エ 施設の設備基準等について、事業開始までの間に関係法令等が改正された場合は、必要に応じて計画変更が行えること。

オ ア～エに掲げる条件に適合しない計画は、受け付けないので注意すること。

5 応募の手続き

(1) 応募書類（案）の事前提出

準備資料の漏れ等を確認するため、提出書類の予備審査を行う。

① 提出日 令和6年7月12日(金)

(9時から正午及び13時から16時まで受付)

② 提出先 姫路市こども未来局こども育成部こども総務課

(姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 本庁舎 2階)

③ 提出方法等

- ・提出部数は1部。ただし、現在協議中の事項にかかる書類などやむを得ない事情があるものは、その旨を説明のうえ、本提出時に提出できるものとする。
- ・上記提出先まで、持参すること。
- ・提出に当たっては、来庁の日時を事前に電話で確認のうえ、調整を行うこと。
- ・期限までに提出がない場合は、「(2)応募書類の本提出」は受付できない。

④ 編冊方法等

- ・提出書類には、全体の目次を付けること。
- ・提出書類右肩に「別紙1」等のインデックスを付け、パンチで穴あけ、紙ファイル等で綴じること。(製本の必要はない。)
- ・提出書類を綴じる順番は、別紙1「提出書類一覧表」の順とすること。
- ・書類番号は変更しないこと。該当書類がない場合は欠番とすること。なお、書類が多くなる場合は「別紙2-2」、「別紙2-3」のように付番することは可。
- ・書類はA4サイズを基本とし、A3となる場合は折り畳むこと。
- ・提出書類は、種類毎に可能な限り両面コピーとすること。
- ・提出書類はファイルを含め返却しない。
- ・ファイル等の表紙及び背表紙に「令和6年度姫路市放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）整備事業者募集にかかる応募書類 ○○法人（←法人名）」と記載すること。

(2) 応募書類の本提出

① 受付日 令和6年7月31日(水)

(9時から正午及び13時から16時まで受付)

※ 受付日以降は一切受付しない。なお、書類の差し換えについても受付日以外は受け付けないので、十分に内容精査の上、提出すること。

※ 提出に当たって、来庁の時刻を事前に電話で確認のうえ、調整を行うこと。

② 提出部数 15部（1部は原本（登記事項証明書等は原本、契約書等は原本証明）とし、残りは写しでもよい。）

(例)

この写しは原本と相違ありません。

令和〇〇年〇月〇〇日

〇〇法人 〇〇〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 印

③ 編冊方法等

応募書類（案）の事前提出に同じ（前記(1)－④参照）。一部ずつ綴じること。

6 選考審査

(1) 選考方法

提出書類の受理後、書類審査、面接審査、現地確認、プレゼンテーション審査等を行い、採択する事業者を決定する。

なお、今回の選考から、「事業開始可能時期」を審査基準に含める。

(2) 1次審査

① 書類審査・面接審査

提案内容等による書類審査と代表者（理事長、代表取締役等。以下、「代表者」という。）及び施設長予定者等のヒアリングによる面接審査を実施する。面接審査の日時等詳細については、応募書類の受付期間終了後、応募者に通知する。

② 出席者

代表者及び施設長予定者は原則出席すること。

出席者数は代表者及び施設長予定者を含め、5名までとする。

③ 現地確認

1次審査時に開設予定地の現地確認を行う。申出者の立会のもと実施するので、建物所有者等に事前に承諾を得ておくこと。現地では、敷地や建物等の概略について、10分程度で説明すること。

(3) 2次審査

1次審査による選考を通過した事業者に対し、2次審査を実施する。

① プレゼンテーション審査

事業計画についてプレゼンテーションを行った後、審査委員から質問を行う。プレゼンテーションの日時等詳細については、1次審査終了後、応募者に通知する。

② 出席者

代表者及び施設長予定者は原則出席すること。

出席者数は代表者及び施設長予定者を含め、5名までとする。

③ 資料の持ち込みについて

プレゼンテーションにおいては、フリップ、レジュメやパワーポイント等の資料の持ち込みも可能とするが、内容が提出した計画書と矛盾がないか等を事前確認するため、ヒアリング前の市

が指定する日までに、事前提出（パワーポイントの場合はデータで）すること。

(4) 留意事項

- ① 応募者があっても姫路市が求める水準を満たさない又は合致しない場合は整備事業者を選定しない場合がある。
- ② 応募の無効、選定の取消
以下の場合は応募の無効、選定の取消とするので注意すること。
ア 提出書類に虚偽の記載を行った場合
イ 児童福祉法、子ども・子育て支援法、建築基準法、消防法等の関係法令に違反していることが判明した場合
ウ 本募集要項に掲げる要件に違反していることが判明した場合
エ 審査に関する不正行為があった場合
オ 選考後、計画内容について姫路市の許可なく変更を行った場合
カ 本選考に関わる選考委員に接触があった場合

(5) 選考結果の通知

選考結果については、全応募者に通知する。

(6) 選考後の契約手続き

本市の補助対象事業を行うために締結する契約は、金額に応じて制限付き一般競争入札等に付すること。また、入札に際しては、事前に姫路市が設計内訳書を審査するため、設計審査や入札の手續に要する期間（制限付き一般競争入札の場合、姫路市への設計内訳書の提出から入札を経て姫路市による工事着工承認まで50日以上必要）を勘案のうえ、余裕を持った整備計画を立てること。

<必要な契約手続きの具体例>

- ・ 250万円未満の建設工事、80万円未満の物品、備品購入等・・・見積合わせ
- ・ 250万円以上1000万円未満の建設工事、80万円以上の備品購入等・・・指名競争入札
- ・ 1000万円以上の建設工事等・・・制限付き一般競争入札

7 スケジュール（一部再掲）

- (1) 募集要項の配布 ……………令和6年2月14日(水)
- (2) 応募者説明会 ……………令和6年3月8日(金) 10時～
- (3) 質問の受付 ……………令和6年3月20日(水)まで
※質問は「質問書」の様式により、電子メール・ファックスで行うこと。
- (4) 質問の回答 ……………令和6年3月29日(金)
- (5) 応募書類（案）の事前受付…………… 令和6年7月12日（金）
- (6) 応募書類の受付…………… 令和6年7月31日(水)
- (7) 1次審査（書類審査・面接審査・現地確認）…………… 令和6年8月予定

- (8) 2次審査（プレゼンテーション審査）…………… 令和6年8～9月予定
- (9) 事業予定者決定…………… 令和6年9月予定
- (10) 設計監理・補助金申請・入札・契約・工事着工等……………令和6年10月以降
 ※市による設計内訳書の確認に14日程度の期間を必要とします。
 ※入札は公告開始から入札・開札まで概ね1月程度の期間を必要とします。
- (11) 施設の開設時期……………令和7年4月1日以降

8 提出書類

別紙1「提出書類一覧表」のとおり。

9 応募に当たっての留意点

(1) 用地に係る要件

- ① 整備地域は、津田小学校区とする。
- ② 放課後児童クラブの用地について、法人が所有権を取得する場合は法人の基本財産とすること。
 用地について、土地所有者の譲渡確約書、売買予約書、所有権移転登記確約書等の取得見込みが分かる書類を提出すること。
 用地を賃借する場合は、賃借予約書等、賃借見込みが分かる書類を提出すること。創設の整備補助を受ける場合は、継続的かつ安定的に事業が実施できる程度の期間について地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記することとし、応募時には地上権・賃借権設定確約書を提出すること。
- ③ 土地の取得価格又は賃貸借価格は路線価等に照らし、適正な価格であること。
- ④ 放課後児童クラブの設置及び運営が円滑に進むよう、近隣住民に対して説明を行うこと。
- ⑤ 創設の整備補助を受ける場合は抵当権等の担保物件が付されていないこと。付されている場合は施設完成までに確実に抹消することとし、応募時には抵当権抹消確約書等の書類を提出すること。
- ⑥ 都市計画法に基づく開発許可、農地法に基づく農地転用、及び公有水路等の占用等、建築行為のために許可を要する土地については、許可が得られる土地であること。また、都市計画施設（道路・公園等）の区域に該当していないこと。
- ⑦ 兵庫県が指定する土砂災害特別警戒区域に指定されていないこと。
- ⑧ 送迎用の駐車場スペースを確保すること（賃借可）。
- ⑨ 埋蔵文化財包蔵地等に指定されており、文化財発掘調査が必要な区域である場合、工期への影響を踏まえて計画すること。

(2) 建物に係る要件（法令遵守等）

- ① 法人が所有権を取得する場合は原則として法人の基本財産とすること。また、法人が既存建物を買収する場合は、建物所有者の譲渡確約書、売買予約書、所有権移転登記確約書等の取得見込みが分かる書類を提出すること。
 建物を賃借する場合は、賃借予約書等、賃借見込みが分かる書類を提出すること。

② 建物及び設備について、建築基準法、消防法、建築に関する各種法令・通知及び、「姫路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 26 年 10 月 3 日条例第 47 号）等の法令・通知を遵守すること。

③ 既存建物を活用して放課後児童クラブを開設する場合は次のいずれかの要件を満たす必要があること。

ア 昭和56年 6 月 1 日以降に建築確認を得て着工され、検査済証を取得していること（検査済証と同等の建築関係法令適合状況を証明できる場合を含む）。

イ 平成18年国土交通省告示第184号別添の規定に基づき建築物の耐震性を判定し（以下「耐震診断」という。）、耐震性が確保されていると判定されていること。

ウ 耐震診断の結果、耐震性が確保されていないと判定された建築物に対し、判定した際に用いた診断法に基づき、耐震性が確保されていると判定されるよう改修計画を策定し、当該改修計画について第三者機関の評定を受けた後、当該改修計画に基づき耐震改修工事を行い、耐震性を確保すること。

(3) 運営に関する要件

① 選定された事業者は、事業の運営費として、放課後児童クラブを開設する年度から姫路市放課後児童健全育成事業補助金を受給することができる（別紙 2 「姫路市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱」参照）。なお、事業の運営は、少なくとも 10 年間以上継続すること。

② 放課後児童クラブの運営について、「姫路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 26 年 10 月 3 日条例第 47 号）等の法令・通知を遵守すること。なお、開所時間については、終了予定時刻を 19 時とすることが望ましい。

③ 特別な支援が必要な子どもの支援のため、支援員を加配する等の対応を行うこと。

④ 体調不良、アレルギー、特別な支援が必要な児童等、個々の児童の状況に応じて、適切に対応すること。

⑤ 利用料金の設定にあたっては、国の指針において利用者が運営費の半分を負担することが望ましいとされていることに留意して設定すること。

(4) 資金の確保

施設の整備及び運営のために、自己資金等により次の資金を確保すること。

① 建設・改修資金

費用が高騰する可能性があるため、余裕を持って準備すること。

施設の建築・改修等に借入金を充てる場合、市の運営費補助金（姫路市放課後児童健全育成事業補助金）を借入金の償還財源として元金や利息の償還に充てることはできないので注意すること（将来の改修費等として積み立てることも不可）。

② 運転資金

施設の年間事業費の 12 分の 3 以上の金額を最低限確保すること。

なお、姫路市放課後児童健全育成事業補助金の支給スケジュールは次のとおりを予定している。

第 1 期 毎年 7 月（交付決定額の 12 分の 5 を交付）

第2期 毎年11月（交付決定額の12分の5を交付）

第3期 翌年度5月（確定した交付決定額に基づき未交付額を精算）

- ③ 施設開設に至るまでの法人運営及び施設運営に要する経費
開設準備経費はできるだけ具体的に見込むこと。

(5) 近隣への説明

放課後児童クラブの新設にあたり、施設予定地の近隣住民や地元自治会等の理解と協力が得られるようにしておく必要がある。事前に地元自治会等への説明を行うこと。また、説明を行った際の記録について整理し提出すること。なお、地元自治会の同意書があれば市へ提出すること。

(6) 応募後の変更等（計画変更等）

- ① 事業者都合による提出書類の内容変更・追加は、公平性の観点から原則として認めない。
② 事業者決定から施設開設までの間に法人の実質的な運営主体が変更した場合は、原則として決定を取り消すこととする。

(7) その他の留意点

- ① 応募にかかる一切の経費は、選定結果にかかわらず応募法人の負担とする。また、提出された書類は返却しない。
② 提出書類は、事業者選定及び事業者指定の目的に限り使用し、法令上の根拠なく他の目的に使用しない。

10 問い合わせ先

姫路市 こども未来局 こども総務課 放課後児童クラブ推進室（担当：関屋、西尾）

〒670-8501 姫路市安田4丁目1番地 電話：(079)221-2719 ファックス：(079)221-2953

e-mail: kodomosoumu@city.himeji.lg.jp